

2018年度特定教育・保育施設等の実地指導報告書

1 町田市が実施する実地指導について

実地指導は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して、法令等で定める基準に対する適合状況について個別的に明らかにし、必要な助言や指導等を行うことにより、事業所の適正な運営やサービスの質の確保と向上を図るために行うものです。

特定教育・保育施設には、主に認可保育所や認定こども園等があり、町田市では子ども・子育て支援法に基づいて実地指導を行っています。

なお、特定教育・保育施設は、児童福祉法に定める児童福祉施設等にも該当するため、東京都も児童福祉法や就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に基づいて、実地指導を行っています。

特定地域型保育事業者には、主に家庭的保育事業者や小規模保育事業所等があり、これらについては、区市町村にのみ実地指導の権限が付与されており、町田市では児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づいて、実地指導を行っています。

特定教育・保育施設に対する東京都と町田市の指導項目は一部異なりますが、東京都と町田市が合同で実地指導を行うことで、事業者に対する実地指導への負担軽減を図ることができます。また、東京都と町田市が実施状況を情報共有し合うことで、相互に効率的かつ効果的な実地指導となるため、積極的に合同での実地指導を行っています。

2018年度は、実地指導対象111事業所のうち、特定教育・保育施設に対して、27事業所（うち東京都との合同が7事業所）、特定地域型保育事業者に対して、19事業所の実地指導を行いました。

2019年度以降も、計画的かつ必要に応じて実地指導を行う予定です。

2 2018年度 実地指導実施状況

2018年度に町田市が行った保育サービス事業者に対する実地指導の実施状況は、下表のとおりです。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭指導とは、福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるもの、または正当な理由なく改善を怠っているものを除く）をいいます。

対象数 (①)	実地指導数 (②)	うち文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数	文書・口頭 指摘事項数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
(1) 認可保育所						
73	24	13	24	137	32.9%	54.2%
(2) 幼保連携型認定子ども園						
2	1	0	1	6	50.0%	0%
(3) 幼稚園型認定こども園						
8	0	0	0	0	0%	—
(4) 幼稚園（新制度移行園）						
7	2	2	2	22	28.6%	100%
(5) 小規模保育所						
5	5	2	3	16	100%	40.0%
(6) 家庭的保育事業所						
16	16	12	16	98	100%	75.0%
合計						
111	46	29	46	279	41.4%	63.0%

3 主な指摘事項

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
◇ 重要事項が施設に掲示されていない。	15
○ 重要事項は作成されていたが、施設に掲示されていなかった。 【根拠法令】 町田市条例第35号第23条、第50条	

<p><改善の際の注意点></p>	
<p>○ 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担等の重要事項を掲示してください。</p>	
<p>◇ 避難・消火訓練を毎月実施していない。</p>	
<p>○ 避難訓練を実施していない月があった。 ○ 消火訓練を実施していない月があった。 【根拠法令】 東京都条例第 43 号第 20 条第 2 項、東京都規則第 47 号第 5 条、町田市条例第 34 号第 7 条第 2 項</p>	14
<p><改善の際の注意点></p>	
<p>○ 図上訓練や不審者訓練等は、毎月 1 回以上の避難訓練にはカウントできません。 ○ 訓練用の水消火器を毎月使う必要はありません。消火器を構えたり、バケツを使ったりして消火訓練をしてください。</p>	
<p>◇ 指導計画が未作成である。</p>	
<p>○ 長期的な指導計画が作成されていなかった。 ○ 短期的な指導計画が作成されていなかった。 【根拠法令】 町田市条例第 35 号第 15 条、第 44 条、保育所保育指針第 1 章 3 (2)</p>	9
<p><改善の際の注意点></p>	
<p>○ 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した計画であることが必要です。 ○ 長期的な指導計画と関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した計画であることが必要です。</p>	
<p>◇ 保育士が適正配置されていない。</p>	
<p>○ 開所時間中、保育士を常時 2 人以上配置していない。 【根拠法令】 東京都条例第 43 号第 43 条第 2 項、東京都規則第 47 号第 16 条、町田市補助金交付要綱第 7、別表第 2、町田市条例第 34 号第 29 条第 2 項、附則第 7 項</p>	8
<p><改善の際の注意点></p>	

<ul style="list-style-type: none"> ○ 開所時間を通じて、常勤職員を含む常時 2 人以上の保育士を配置してください。 ○ 年齢区分に応じた必要保育士数が 1 人の場合で、その保育士と知事又は市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置する場合は、必要書類に不備がないようしてください。 	
<p>◇ 調理・調乳担当者の検便が未実施である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配置換えや新規採用時に検便を実施していない。 <p>【根拠法令】 東京都条例第 43 号第 14 条第 3 項、東京都事務取扱要綱第 2-7(3)、町田市条例第 34 号第 17 条第 4 項、雇児総発第 36 号通知、社援施第 65 号通知（別添）、労働安全衛生規則第 47 条</p> <p><改善の際の注意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検便結果が判明する前に調理・調乳業務に従事することは、認められません 	4
<p>◇ 事故報告が速やかに行われていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 骨折事故等が発生したにもかかわらず、市に事故報告が行われていない。 <p>【根拠法令】 府子本 912 号 1・2・3、26 福保子保第 2984 号 3・4、町田市条例第 35 号第 32 条第 2 項、第 50 条</p> <p><改善の際の注意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合、速やかに市に報告してください。 	4

根拠法令等

略称	正式名称
東京都条例第 43 号	平成 24 年 3 月 30 日条例第 43 号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
東京都規則第 47 号	平成 24 年 3 月 30 日規則第 47 号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

東京都事務取扱要綱	平成 10 年 3 月 31 日 9 福子推第 1047 号「保育所設置認可等事務取扱要綱」
町田市条例第 35 号	平成 26 年 10 月 8 日条例第 35 号「町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」
町田市条例第 34 号	平成 26 年 10 月 8 日条例第 34 号「町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」
町田市補助金交付要綱	平成 14 年 4 月 1 日施行「町田市保育所等運営費加算補助金交付要綱」
保育所保育指針	平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号「保育所保育指針」
雇児総発第 36 号通知	平成 13 年 8 月 1 日雇児総発第 36 号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」
社援施第 65 号通知（別添）	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」（別添）大量調理施設衛生管理マニュアル
労働安全衛生規則	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」
府子本 912 号	平成 29 年 11 月 10 日府子本第 912 号、29 初幼教第 11 号、子保発 1110 第 1 号、子子発 1110 第 1 号、子家発 1110 第 1 号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」
26 福保子保第 2984 号	平成 27 年 3 月 27 日付 26 福保子保第 2984 号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」